

報告第 1 1 号

債権の放棄について

富士見市債権管理条例（平成29年条例第13号）第11条第1項の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

債権の名称	債権の件数	債権の金額	所管課
放課後児童クラブ傷害保険料	1件	470円	保育課
水道料金	677件	1,856,624円	水道課

令和3年8月31日提出

富士見市長 星野光弘